

栃木市
新型インフルエンザ等対策行動計画
(概要)

平成26年9月
栃木市

栃木市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

新型インフルエンザ等対策の総合的推進

目的

- 1：感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護する
- 2：住民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする

基本方針

- 1：新型インフルエンザ等対策を迅速かつ柔軟に実施する
- 2：社会全体が一丸となって対策に取り組む
- 3：複数の対策をバランス良く実施する

主要4項目

実施体制

- ・ 対策本部の運営
- ・ 業務継続計画の策定
- ・ 帰国者、接触者外来設置への協力

情報の収集と適切な方法による情報提供

- ・ 最新情報の収集
- ・ 住民等への情報提供
- ・ 相談窓口の設置

予防・まん延防止に関する措置

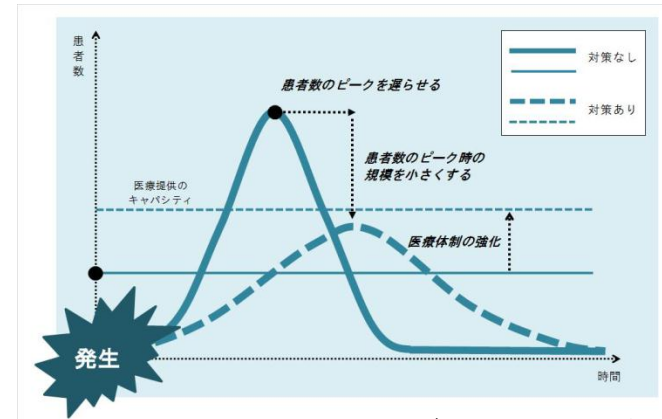
- ・ 特定接種の実施
- ・ 住民接種の実施
- ・ 咳エチケットやマスク着用等のまん延防止対策
- ・ 不要不急の外出自粛や施設の使用制限の要請への協力

生活環境の保全・その他の住民生活及び地域経済の安定に関する措置

- ・ 要援護者への生活支援
- ・ 生活関連物資の流通確保
- ・ 埋火葬の円滑な実施
- ・ 臨時の遺体安置所の設置

実施上の留意点

- ・ 危機管理としての特措法の性格・・・緊急事態措置の実施は、国が示す基本的対処方針を基に、学識経験者の意見も踏まえ、新型インフルエンザ等の病原性や流行状況等を勘案し、総合的に判断する
- ・ 市行動計画の性格・・・実施に関する基本的な方針や市が実施する措置等を定め、基本的人権を尊重しつつ、様々な状況で対応できるように対策の選択肢を示すもの
- ・ ガイドラインの作成・・・対策を実施決定する際の判断方法や具体的な対策の運用手順、住民等が取り組むべき感染予防策などを必要に応じて作成する

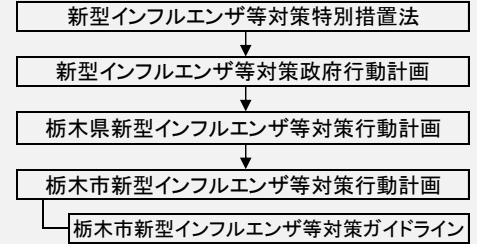


市行動計画に基づく対策のイメージ
(栃木県行動計画から引用)

市行動計画の位置付け等

- ・特措法第8条に基づき、栃木県行動計画の内容を踏まえて、市が作成する法定計画で、
新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項や、実施する対策等を示す

対象疾病： 新型インフルエンザ・再興型インフルエンザ・新感染症



発生段階

- ・発生状況に応じて対策を講じるため、5段階に分類
発生段階別に対策を規定

- ① 未発生期 新型インフルエンザ等の発生が国内、海外ともに確認されていない段階
- ② 海外発生期 海外で発生したが国内発生していない段階
- ③ 国内・県内・市内発生早期 国内のいずれかの都道府県で発生した段階
- ④ 県内・市内感染期 県内における患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった段階
- ⑤ 小康期 患者の発生が減少し、流行が低い水準で留まっている状態

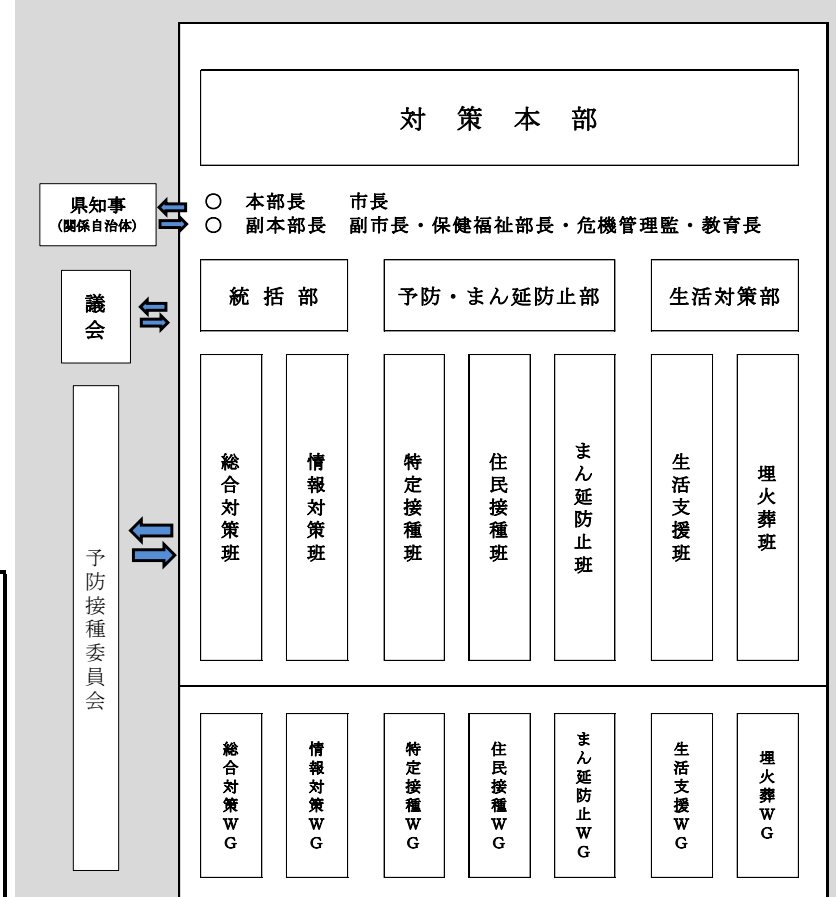
被害想定

外来受診者数	分類	入院患者数	死亡者数	致命率	過去の事例
約16,600人	中等度	約680人	約220人	0.53%	アジアインフルエンザ (1957年)
約32,000人	重度	約2,570人	約820人	2.0%	スペインインフルエンザ (1918年)

各主体の役割分担

- ・ 県 コールセンターの設置、帰国者接触者外来の開設、隣接県や市町間の調整
- ・ 市 住民相談、予防接種の実施、要援護者への支援、埋火葬の円滑な実施等
- ・ 医療機関 診療継続計画に基づく医療提供
- ・ 指定地方公共機関 業務計画の策定、発生時に実務実施の責務
- ・ 登録事業者 医療従事者や住民生活の維持に寄与する事業者
特定接種対象
- ・ 一般の事業者 業務の継続、職場の感染予防の徹底
- ・ 住民 感染予防対策の理解と実践、生活必需品の備蓄

栃木市新型インフルエンザ等対策本部実施体制



発生段階における対策

未発生期	(健康危機管理対策委員会において、対策に係る体制整備)			
	○行動計画の作成	○情報の収集・提供体制の整備	○予防接種の接種体制整備	○感染対策等の普及啓発 ○生活関連物資等の備蓄



市対策本部 対策実施班	行動目標	・国内発生を遅らせる ・国内発生にそなえた体制整備	・流行のピークを遅らせる ・まん延防止対策の積極的実施	・健康被害の軽減 ・事業活動の継続	・第二波に備えた対策の評価 ・実施体制等の再構築
	主な所管内容				

総合対策班	対策本部	● (県対策本部の設置に併せて設置)	→	→	→ (県対策本部の廃止に併せて廃止)
	関係機関との連携	● (帰国者接触者外来設置・運営への協力 (緊) 臨時医療施設の設置・運営への協力)	→	→	→
	対策の評価・見直し				● →

情報対策班	市民等への情報提供	●	→	→	→
	相談窓口	●	→	→	● → (対策の縮小)

特定接種班	特定接種	(ワクチン入手後) ●	→	● (体制の見直し、再構築)	→
-------	------	-------------	---	----------------	---

住民接種班	住民接種		(ワクチン入手後) ●	→ (新臨時接種の実施)	→ (緊) 臨時接種の実施
-------	------	--	-------------	--------------	---------------

まん延防止班	まん延防止対策	● (マスク着用等の基本的感染対策の普及啓発や時差出勤等の推奨)	→	● → (対策の縮小)	
	学校や保育園の臨時休業		● (緊) 県の実情に応じて実施	→	
	外出自粛要請		● (緊) 県の実情に協力	→	
	施設の使用制限		● (緊) 県の実情に応じて実施	→	

生活支援班	要援護者支援		● (見回り・食事提供・搬送等の支援実施)	→	→
	物資支援		● (生活必需品等の確保・配布等 (緊) 水の安定供給)	→	● → (対策の縮小)
	生活支援		● (緊) 物価や乗車値上げ等の監視・調査	→	● → (対策の縮小)

埋火葬班	埋火葬対策		● (火葬の円滑な実施 (緊) 埋火葬の特例)	→	● → (対策の縮小)
	臨時遺体安置所の設置		●	→	● → (対策の縮小)

※ (緊) は緊急事態宣言がなされている場合の対策